

第2章 計画の基本方針

1 課題整理

「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」の進捗状況の把握と、本市の障害のある人の生活状況や課題を整理するために、令和元年度に障害のある人へのアンケート調査と、障害者団体や障害福祉サービス事業者等の関係機関へのヒアリング調査を実施しました。

また、令和2年度に関係部署に対する障害福祉施策や関連事業の取組状況の庁内調査を行い、障害のある人自身のご意見を含め、多くの視点から本市の障害福祉施策の課題を整理しました。

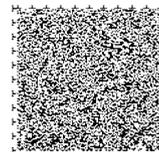
なお、令和元年度実施のアンケート調査・ヒアリング調査の結果概要は76ページに記載しています。

(1) 障害のある子どもへの支援の充実に関する施策

- ・アンケート結果によると、障害児通所支援への満足度は「不満・やや不満」が48.4%と、「満足・やや満足」を上回っており、不満の解消・満足度の向上に向けた取組が必要になります。
- ・市内の児童発達支援に対する利用ニーズ把握及び今後の方向性について、「ステップアップ・プラン[※]」として整理しましたが、児童発達支援センターの設置については、引き続き調整が必要です。
- ・泉小学校跡地での事業所整備によって、ショートステイの受け皿の確保等は行ったものの、児童発達支援事業所や障害のある子どもを受け入れ可能なショートステイやレスパイト[※]施策が依然として不足しています。
- ・事業所間における連携や市との情報共有の仕組みを更に充実し、多様な障害のある子どもへの対応力や、事業実施に向けた協力体制を強化する必要があります。

(2) 地域で安心して暮らせるまちづくりに関する施策

- ・アンケート結果によると、障害福祉サービスへの満足度は「満足・やや満足」が23.4%と、「不満・やや不満」を上回っています。
- ・一方で、過去1年間の障害を理由とした差別や偏見を受けた経験については、「たまに感じる・いつも感じる」が障害のある人で31.6%、障害のある子どもでは71.1%となっており、差別解消に向けた取組が必要です。
- ・地域生活支援拠点等を中心とした、本市における障害のある人の地域生活の充実に向けた議論や、事業所間の情報共有、連携等が十分になされていません。基幹相談支援センターと地域活動支援センター[※]との連携強化を中心とした取組が必要です。
- ・生活介護や就労継続支援等の、障害のある人の地域生活に不可欠な日中活動支援に関する障害福祉サービスが不足しています。
- ・障害に対する差別や偏見について、特定の場所や年代において差別を受けていると感じる人が増えており、地域全体の課題解決に向けた理解促進が必要となります。



(3) 相談支援体制の充実に関する施策

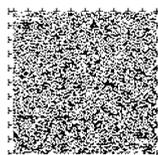
- ・アンケート結果によると、相談支援センター・えぼっく（令和2年10月から基幹相談支援センター）の認知度は20.2%となっており、認知度の向上と利用促進の取組が必要です。
- ・相談支援センター・えぼっくの基幹相談支援センター化により、市直営の基幹型との2つの基幹相談支援センターにおける役割の明確化と3つの地域活動支援センターとの連携、各相談支援事業所のバックアップ等、市内全体の相談ネットワーク体制の整備及び強化とともに専門性の向上を図る必要があります。
- ・相談支援や障害福祉サービスに関する情報を入手することが困難な、障害のある人やその家族に対する支援が不足しています。
- ・障害福祉サービスの利用の有無にかかわらず、地域での生活等に困った人が活用しやすい情報入手方法を検討し、実践していく必要があります。

(4) 障害のある人の社会参加の推進に関する施策

- ・アンケート結果によると、65歳未満の就労率は51.4%となっており、就労を希望する人の支援や就労環境の整備が必要になります。
- ・また、地域における居心地の良い場所の有無については、18歳以上で居心地の良い場所が「ある」と回答した人は17.0%となっており、地域の様々な主体における居場所づくりが必要です。
- ・利用者の障害特性の多様化に対して、福祉的就労の場における対応力の強化が必要です。
- ・就労移行支援や就労定着支援の活用を促進させ、一般就労に向けた選択肢の更なる拡大が必要です。
- ・就労以外の地域における活動や個人の趣味の活動を充実させ、障害のある人が多様な選択肢の中から地域での過ごし方を選べる環境づくりが必要です。

(5) 障害のある人の高齢化への対応に関する施策

- ・介護分野における地域包括ケアシステム[※]の構築との整合を図りながら、障害のある高齢者の地域生活と支援体制の構築をすることについての検討や協議が不十分です。
- ・介護サービス事業所やその従事者と障害福祉サービス事業所やその従事者の連携や情報共有を進め、地域資源を活用した類似するサービスの整備、均一化やスムーズなサービス移行を図る必要があります。



2 今後3年間の重点推進項目

アンケート調査・ヒアリング調査の結果や「西東京市地域自立支援協議会計画策定部会」における課題の整理と検討結果、さらに、平成30年度に改定を行った「西東京市障害者基本計画」における令和元年度から令和5年度の基本理念・基本指針・重点推進項目を踏まえて、次の5つの項目を3年間の重点推進項目として設定し、継続して計画を推進していきます。

重点推進項目1 障害のある子どもへの支援を充実します

- 児童発達支援センターの設置及び新規事業所との連携
- 重症心身障害児・医療的ケア児・発達障害児等への支援の充実
- 利用しやすい施設に向けた連携の強化

重点推進項目2 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

- 日中活動の場の充実
- 地域生活支援拠点等を中心とした切れ目のない地域生活への支援の拡充
- 地域の多様な主体を巻き込んだ障害理解の促進

重点推進項目3 相談支援体制を充実します

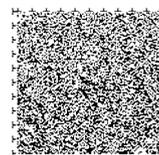
- 相談支援体制の拡充
- 様々な困難を抱えている人への情報提供支援
- 市民にとってわかりやすい情報発信

重点推進項目4 障害のある人の社会参加を推進します

- 多様な障害に対応できる就労支援体制の構築
- 庁内における障害のある人の就労機会創出
- 多様な社会参加の場づくり

重点推進項目5 障害のある人の重度化・高齢化への支援を充実します

- サービス移行についての丁寧な情報提供と移行準備の充実
- 障害福祉と介護保険の連携強化



重点推進項目 1 障害のある子どもへの支援を充実します

●児童発達支援センターの設置及び新規事業所との連携

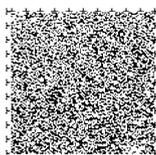
- ・児童発達支援センターを設置し、センターを中心として、障害のある子どもや発達に不安を抱える保護者を支えるために、関係機関との連携体制を充実させます。
- ・既存事業所に加えて、今後、開設される児童発達支援事業所とも連携を図り、地域における発達支援に関わる環境を整えます。

●重症心身障害児・医療的ケア児・発達障害児等への支援の充実

- ・市内の重症心身障害児や医療的ケア児の実態や支援体制を把握し、地域課題の分析を行い、必要な障害福祉サービスが受けやすくなるよう、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図っていきます。
- ・重症心身障害児在宅レスパイト[※]事業の実施に向けて、利用ニーズの把握と実施体制の確保に取り組んでいきます。
- ・医療的ケア児支援に関わるコーディネート機能を充実させ、子どもの成長に伴う切れ目のない支援体制の構築を進めていきます。
- ・発達障害のある子どもの保護者への支援であるペアレントメンター[※]事業や、障害のある子どもの保護者を対象としたピアカウンセリング[※]事業の周知を図り、子どもの発達や成育に悩みや課題を抱えている保護者を支援していきます。

●利用しやすい施設に向けた連携の強化

- ・事業所連絡会等をはじめとする、既存の事業所間における情報共有や課題解決のための連携体制を強化し、障害のある子どもや保護者が利用しやすい施設づくりに向けた質の向上を図っていきます。
- ・庁内の関係部署と連携を図り、既存の地域資源を活用した障害児通所支援事業等の実施の可能性を検討していきます。



重点推進項目2 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

●日中活動の場の充実

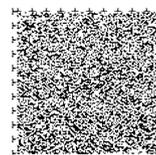
- ・泉小学校跡地における施設整備により、日中サービス支援型指定共同生活援助[※]の体制を構築することで、住み慣れた地域における生活を希望する利用者に対し、包括的な支援の場の確保に取り組みます。
- ・日中活動サービスを必要とする人への支援の拡充に向けて、本市における障害のある人の地域生活のあり方等を検討し、生活介護や就労継続支援等の拡充に向けて、既存事業所の活用や新規事業所の確保等を行い、地域全体で支える障害福祉サービス提供体制を整備します。

●地域生活支援拠点等を中心とした切れ目のない地域生活への支援の拡充

- ・障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後[※]」を見据え、住み慣れた地域で障害のある人やその家族が安心して生活することができるように、障害のある人を支える多様な資源を結び付け、地域における障害福祉サービス事業所間の連携体制を構築し、地域が丸となって、抱えている課題に向き合い解決を図るための地域生活支援拠点等の整備を進めていきます。また、泉小学校跡地の障害者福祉施設においては、一定の機能を持たせ、社会資源をつなぐ有機的なネットワークを整備します。
- ・相談支援センター・えぼっくの基幹相談支援センター化により、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの体制強化に加え、市内にある3つの地域活動支援センターがそれぞれの特性を生かしながら連携し、各相談支援事業所等の後方支援を行いながら、地域生活支援拠点等の面的整備を図り、障害のある人への適切な支援を進めていきます。

●地域の多様な主体を巻き込んだ障害理解の促進

- ・地域の住民活動団体や、飲食店・商業施設・不動産業者・交通事業者等、障害のある人が安心して地域で生活するために必要な関係機関等への普及啓発の促進を強化し、地域における障害のある人に対する理解促進のための情報共有や研修等を実施するなど、取組を拡充していきます。
- ・障害者サポーター養成講座においては、より多くの市民に対し、理解促進を図るため、地域コミュニティレベルでの実施とともに、中級編の受講者の活用等を検討していきます。
- ・中学校等で実施している障害理解のための出前講座等を更に拡充するとともに、子どもたちを含む多くの市民に対して障害や障害のある人に対する偏見や差別を生まないための知識や理解を身に付けてもらうため、庁内の関係部署や庁外の関係機関と連携し、多角的な理解促進活動を充実させていきます。



重点推進項目3 相談支援体制を充実します

●相談支援体制の拡充

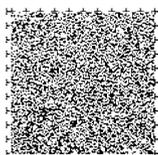
- ・本市が目指す全世代型の「西東京市版地域共生社会」の実現に向けて、年齢や生活状況を問わず、市民が自身の選択や希望に応じた適切な支援を受けられるように、高齢福祉分野や児童福祉分野等の関係機関と連携し、全世代型地域包括ケアシステム[※]を見据えた包括的な相談支援体制の構築を目指します。
- ・障害福祉の支援の要である「相談」について、手帳所持者数が増加する中でも、一人ひとりの状況に応じたわかりやすい情報提供を行うとともに、盤石な基盤整備と質の向上を図るため、ケースワーカー制の導入を検討します。また、相談者に寄り添い伴走しながら、将来必要となる支援や障害福祉サービスを提供できる体制について検討していきます。
- ・障害のある当事者同士が、お互いに対等な立場で話を聞き合う機会を構築します。
- ・地域生活支援拠点等の整備に伴い、地域における相談支援体制の見直しを図り、市民にとってわかりやすい相談窓口の情報提供を行い、適切な支援体制の整備を進めていきます。
- ・発達障害や難病に関する市内の相談支援体制の強化を図り、必要に応じて東京都や医療機関と連携して相談支援の質の向上を図っていきます。

●様々な困難を抱えている人への情報提供支援

- ・経済的な困窮や、子育て、高齢者家族の介護といったダブルケアを行う人やヤングケアラー等介護をする人の負担等、難しい生活課題を抱えている障害のある人やその家族に対して、関係機関や庁内の関係部署と連携し、市からの情報提供や積極的な訪問相談等を行い、必要な支援につなげていきます。

●市民にとってわかりやすい情報発信

- ・令和元年度に見直した「障害者のしおり」をはじめ、市の障害福祉サービスに関するホームページ等を見直しを行い、障害の特性や年齢等にかかわらず、あらゆる人にとってわかりやすい情報発信に努めていきます。
- ・障害福祉の中心となる基幹相談支援センターや地域活動支援センター等に関する情報は、市の広報等庁内の関係部署で発行する広報物を通じて積極的に発信するよう働きかけていきます。
- ・障害のある人のICT[※]活用に向けた教室の開催等を拡充させ、障害のある人が主体的に情報取得を行うための支援を充実します。



重点推進項目4 障害のある人の社会参加を推進します

●多様な障害に対応できる就労支援体制の構築

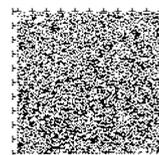
- ・発達障害や医療的ケアの必要性等、多様化している障害に対して、就労支援体制の対応力を向上させ、より多くの人々が、希望する就労環境で働くことができるよう、事業所と連携し支援体制の強化に取り組みます。
- ・障害のある人が必要とする障害福祉サービスも多様化してきている中で、円滑に支援を提供できるよう、就労支援センター・一歩や、基幹相談支援センター・えぼっく、障害福祉サービス事業所等、関係機関の連携の強化を図っていきます。

●市内における障害のある人の就労機会創出

- ・市内における障害のある人の会計年度任用職員としての雇用について、引き続き、人事採用部門と連携した採用活動の促進に努めていきます。
- ・他の自治体における障害者雇用と活躍の場づくりに関する先進的な取組の調査・研究を行い、市内における障害者雇用のあり方に関する見直しを進めるとともに、就労訓練の場の創出を検討します。

●多様な社会参加の場づくり

- ・障害者スポーツ支援事業等、既存の地域生活支援事業の充実を図るとともに、障害者アートや作品展といった文化・芸術活動の機会の創出を進めていきます。
- ・障害や障害のある人への理解促進、居場所づくり等に関する市民の主体的な活動の活性化を目指して、市内の関係部署と連携し、活動への支援や協働を実現する体制を整えていきます。



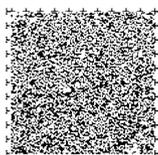
重点推進項目5 障害のある人の重度化・高齢化への支援を充実します

●サービス移行についての丁寧な情報提供と移行準備の充実

- ・65歳を迎え、介護保険サービスへ移行するに当たっては、1年以上前から準備し、ケアマネジャー[※]とのマッチングや施設見学・体験を行い、支援しています。障害のある人やその家族の希望、心身の状態によって、移行準備が難しいケースについては、基幹相談支援センターが関わりながら相談支援専門員[※]とともに対応し、障害のある人やその家族の不安を取り除き、理解を得ながら丁寧に進めていきます。

●障害福祉と介護保険の連携強化

- ・65歳以上の障害のある人に対する支援について、ケアマネジャーや相談支援専門員との情報共有・連携の仕組みを強化し、また、庁内の関係部署や関係機関との連携体制を更に強化し、障害のある人が高齢になっても、障害のある人やその家族が希望する生活を実現するための体制を整備していきます。
- ・介護保険サービスに類似するサービスのある障害福祉サービスについて、引き続き、介護保険サービス等の関係機関と連携する等、地域資源を活用し、介護保険サービスへの移行に伴う事業所間の丁寧な引継ぎを促し、障害のある人へのリハビリテーションや高次脳機能障害、軽度外傷性脳損傷（MTBI）等に関する専門性の高い内容の情報共有を図ります。これらにより、介護保険に移行後も障害のある人一人ひとりに適した支援や障害福祉サービスを継続して提供し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的な地域づくりを推進していきます。



3 国の基本指針に基づく指標

国では、市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に当たり、全国共通の成果指標を設定しています。市町村では、国の設定する成果指標の達成に向けて、地域の実情を踏まえながら障害福祉施策や障害福祉サービスの提供体制を整えていくことが必要です。

国が定める指標は、以下の表の項目に記載しています。

本市における基準値とは、指標に基づくこれまでの実績（該当年度は括弧内に記載）を指しています。

目標値は、国の定める係数を用いて算出・設定しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	基準値	目標値
施設入所者の地域生活への移行数 (令和元年度末時点の施設入所者の6%以上)	1人	9人 (令和5年度末)
施設入所者数の削減数 (令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上)	6人減	3人減 (令和5年度末)

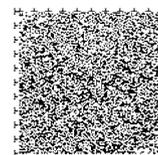
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築

本市では、全世代型地域包括ケアシステムの構築を目指しており、障害の有無や種別に限らず、全ての市民にとって暮らしやすいまちづくりを進めています。

このため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築は、全世代型地域包括ケアシステムの完成をもって達成します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	基準値	目標値
地域生活支援拠点等の整備	未整備	1箇所以上
年1回以上の運用状況のPDCA [※]	未整備	1回以上



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	基準値	目標値
福祉施設利用者の一般就労への移行数 (令和元年度末の移行実績の 1.27 倍)	26 人	34 人
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 (令和元年度の移行実績の 1.30 倍)	22 人	29 人
就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数 (令和元年度の移行実績の 1.26 倍とする)	2 人	3 人
就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数 (令和元年度の移行実績の 1.23 倍とする)	2 人	3 人
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の内、 7 割が就労定着支援事業を利用する	10%	70%以上
就労定着支援事業所の内、就労定着率が 8 割以上の事業所を 全体の 7 割以上とする	50%	70%以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

項 目	基準値	目標値
児童発達支援センターを 1 箇所以上設置 (こどもの発達センターひいらぎのセンター化を含む。)	未設置	1 箇所以上
児童発達支援センター等における保育所等訪問支援事業の実 施体制の整備	未整備	実施
重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサ ービスの事業所を 1 箇所以上確保	未整備	1 箇所以上
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	未設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0 人	配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

現在実施している相談支援部会の活用に加え、基幹相談支援センターと市内の 3 つの地域活動支援センターとの更なる連携強化に向けた情報交換の場の設置を検討し、相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保に取り組みます。

(7) 障害福祉サービスの質の向上

現在実施している事業所連絡会を活用しながら、障害福祉サービスの質の向上に向けた体制を構築します。

